



特集

# 森林環境譲与税の活用促進に向けて

～令和3年度までの活用実績と林野庁の取組～

令和元年度に森林環境譲与税の譲与が開始されてから、令和4年度で4年目を迎えました。全国の市町村では、譲与税の活用により、間伐等の森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用・普及啓発などの取組が展開されています。

本稿では、令和元年度から3年度における譲与税の活用状況と、更なる活用促進に向けた林野庁の取組について紹介します。





1 森林環境税と森林環境譲与税の仕組み

「森林環境税」は、令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、市町村が国税として1人年額1,000円を徴収する新たな税です。

一方、「森林環境譲与税」は、森林環境税による税収を原資として、市町村における森林整備の促進のために、市町村と都道府県に譲与される財源です。既に、令和元年度から譲与が開始されており、各市町村・都道府県への譲与額は、自治体別の私有林人工林面積、林業就業者数及び人口に基づいて算出されています。

譲与税の用途は、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」に基づき、市町村では、間伐等の「森林の整備に関する施策」と、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に、都道府県では「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

なお、同法により、市町村等は、インターネット等により、譲与税の用途を公表することが義務付けられています。



森林環境譲与税の取組状況

(1) 市町村の取組状況

① 市町村の取組分野

全国の市町村では、譲与税を活用して、「間伐等の森林整備」、「人材育成・担い手の確保」及び「木材利用・普及啓発」の各分野で取組が進めら

図1：市町村における森林環境譲与税の用途

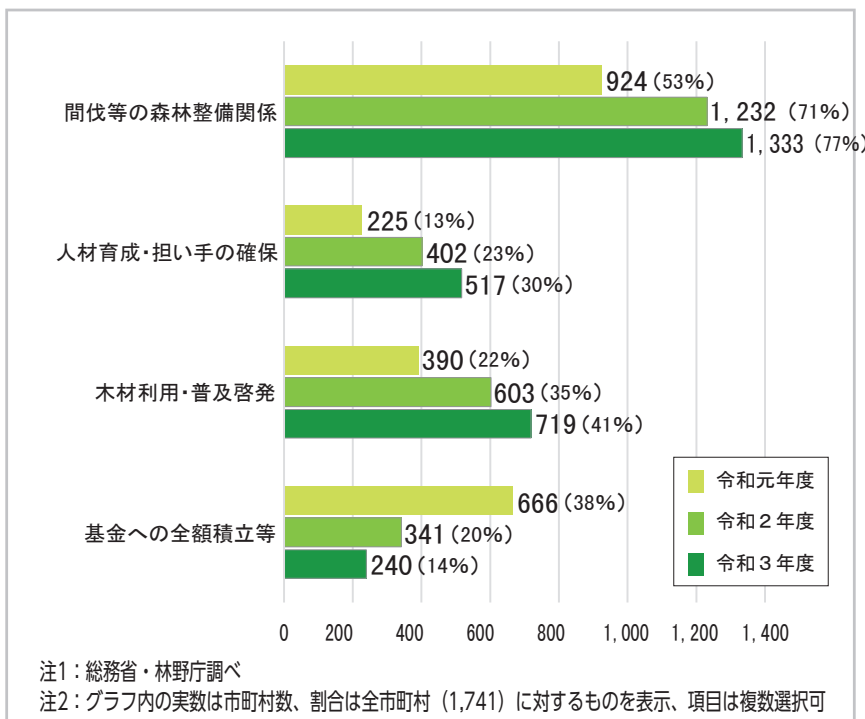
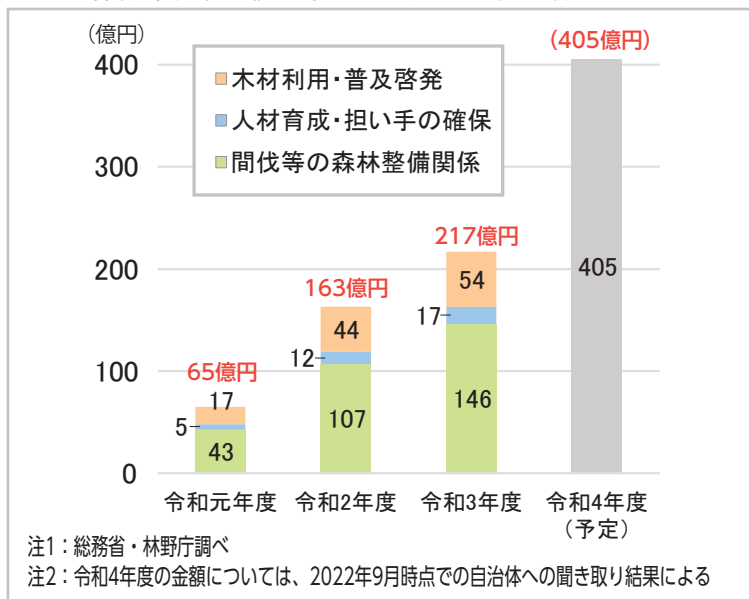


図2：森林環境譲与税の市町村における活用額



② 市町村の活用額

令和3年度には、「間伐等の森林整備」に取り組んだ市町村数は1,333（全市町村数に対する割合：77%）、「人材育成・担い手の確保」は517（同30%）、「木材利用・普及啓発」は719（同41%）となりました。「基金への全額積立等」の市町村数は240（同14%）まで減少しました（図1）。

市町村における譲与税の活用額は、年々増加しています。令和元年度に65億円、令和2年度に163億円であったのが、令和3年度には217億円まで増加しました。用途の区別に見ると、令和3年度には、「間伐等の森林整備」が146億円で最も多く、「人材の育成・担い手の確保」は17億円、「木材利用・普及啓発」は54億円となっています（図2）。

なお、令和4年度予算における譲与税の活用予定額は、令和4年9月時点で市町村に聞き取った結果、405億円となっています。

③ 取組の実績

令和3年度には、「間伐等の森林整備」として、森林経営管理制度に基づき森林所有者への意向調査が約18万ha、市町村自ら又は市町村独自の補助事業等による森林整備が約3・1万ha、作業道や林道・林業専用道の整備が約420km行われました。森林整備では、間伐等のほか、再造林の支援や、インフラ施設周辺の森林の整備など、地域の森林の課題に応じた取組が行われています。

「人材育成・担い手の確保」としては、林業の担い手を育成するための研修等に約6,400人が参加しました。林業従事者への安全防護服の購入補助や、林業に必要な技能講習経費への助成等の取組も見られます。また、新規就業者の住まいを確保するための空き家の改修等の取組も実施されました。

「木材利用・普及啓発」としては、都市部を中心に、公共建築物の木造・木質化等で約2・3万m<sup>3</sup>の木材が利用されるとともに、植樹・木育など

のイベントが約1,800回開催され、約12・5万人が参加しました。上流・下流や友好都市など、地域間の連携による取組も見られます。また、学校給食の食器を地域産の木材で製作するなど、森林や木材への理解の醸成を図る工夫も行われています。

令和3年度の森林整備面積は、令和元年度の約5倍となっており、ほとんどの項目で取組実績が増加しています（表1）。

(2) 都道府県の取組状況

市町村は、森林経営管理制度の運用と譲与税の活用の主体となりますが、林業専門の部署がない、林務担当職員が少ないなど、取組体制が十分ではない市町村も見られます。こうした市町村の支援のために、譲与税の一定割合（令和3年度は15%）は、都道府県に譲与されています。

既に、全ての都道府県が、譲与税を活用して、市町村支援の取組を行っています。具体的な取組内容として、市町村の業務支援のためのシステム構築、県単位の事業支援団体の運営・アドバイザー派遣、市町村職員の研修などが挙げられます。都道府県によっては、森林組合等関係団体との連携による支援体制を構築す

表1：森林環境譲与税の市町村における主な取組実績

区分	主な取組実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度
間伐等の森林整備関係	意向調査実施面積	約12.5万ha	約21.6万ha	約18.0万ha
	森林整備面積 (うち間伐面積)	約5.9千ha (約3.6千ha)	約17.9千ha (約10.3千ha)	約30.8千ha (約14.2千ha)
	森林作業道の整備	約89千m	約233千m	約406千m
	林道・林業専用道の整備	約1千m	約5千m	約14千m
人材の育成・担い手の確保	研修等の参加者数	約6.5千人	約5.0千人	約6.4千人
木材利用・普及啓発	木材利用量	約5.4千m <sup>3</sup>	約13.4千m <sup>3</sup>	約22.5千m <sup>3</sup>
	イベント、講習会等	約900回	約1000回	約1800回
	参加者等	約88千人	約56千人	約125千人

注1：総務省・林野庁調べ

注2：本実績値には、森林環境譲与税と他の財源を組み合わせで行った事業の実施分も含まれている。市町村によって取組の内容は様々であり、「主な取組実績」は、代表的なものを提示している。

る例も見られます。

このほか、市町村の範囲を超えて広域的に取り組むべき課題として、人材育成・担い手対策（43都道府県）や、木材利用の推進・普及啓発（29都道府県）に譲与税を活用する都道府県も多く見られます（図3）。

### 3 林野庁による森林環境譲与税の活用促進に向けた取組

林野庁では、市町村における譲与税の活用を促進するため、今年度、譲与税を活用して実施可能な取組のリストを提示するとともに、事例集の改良などに取り組みました。

#### (1) 「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例」(ポジティブリスト)の公表

林野庁と総務省は、令和4年6月に、市町村が譲与税の活用を検討する際の参考となるよう「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例」(ポジティブリスト)を作成・公表しました。同リストでは、森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発の分野別に、実施可能な取組の例を掲げています。

なお、譲与税の使途は、本リス

トに掲げた項目に限られるものではなく、森林整備の促進に資する内容であれば、地域の実情に応じて、創意工夫による取組を行うことが可能です。

#### (2) 「森林環境譲与税の取組事例集」の改良

林野庁では、毎年度、各地における譲与税を活用した取組事例を整理した「森林環境譲与税の取組事例集」を作成しています。

令和4年11月に公表した令和3年度の事例集では、事例を検索しやすくするため、紹介事例の要旨、使途の分類による早見表、都道府県別の索引(巻末)を新たに掲載しました。今回の事例集には、市町村の93事例、都道府県の102事例を掲載しています。各年度の事例集は、林野庁ウェブサイトに入手可能です。

森林環境譲与税の取組状況

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei\\_jouyouzei.html#t3](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyouzei.html#t3)



### 譲与税を活用した市町村の取組事例

森林整備	人材の育成	木材利用・普及啓発
<p><b>秋田県 大館市</b></p> <p>大館市では、森林経営管理制度の取組をはじめ、森林整備等に関する幅広い取組を進めています。 令和3年度は、新たに78.6haの森林を集積したほか、皆伐後の再造林への支援等を実施しました。</p>  <p>再造林支援のパンフレット</p>	<p><b>奈良県 黒滝村</b></p> <p>黒滝村では、新規林業就業者を確保するため、林業従事者の住環境整備を進めています。 令和3年度は、空き家2棟の借り上げと改修を行い、2名の新規雇用につながりました。</p>  <p>改修後の状況</p>	<p><b>愛知県 安城市</b></p> <p>安城市では、上流域の長野県根羽村との繋がりを通じた森林環境保全啓発に取り組んでいます。 令和3年度は、根羽村の木材を使用した小物制作のワークショップや、展示等を含むイベントを開催しました。</p>  <p>木箱づくりのワークショップ</p>
<p><b>福井県 鯖江市</b></p> <p>鯖江市では、地域課題に対応するための補助制度を整備しています。 令和3年度は、インフラ施設周辺の森林1.2haについて、除伐等への支援を実施しました。</p>  <p>施業後の状況</p>	<p><b>高知県 仁淀川町</b></p> <p>仁淀川町では、全国から移住希望者を募集し、町内の林業事業体に配属し、間伐や再造林等の実践研修を実施しています。 令和3年度は、8名が研修を開始するとともに、4名が町内の林業事業体に就業しました。</p>  <p>林業研修の様子</p>	<p><b>沖縄県 浦添市</b></p> <p>浦添市では、令和3年度から4年度にかけて、県産材を活用した学校給食漆器の製作を進めています。 令和5年度からは、中学校で完成品の使用が開始される予定です。</p>  <p>漆器の製作状況</p>



(3) その他

このほか、林野庁では、市町村への支援として、市町村職員向けの説明会・研修会への講師派遣、市町村への技術的助言を行う「森林経営管理リーダー」の育成、情報誌「シユーセキ」の定期配信、「地域林政アドバイザー」の活用促進にも取り組んでいます。

4 森林環境譲与税の更なる活用促進に向けて

譲与税の活用状況は、取組市町村数、活用額、活用実績のいずれも、着実に増加傾向にあります。各市町村では、意向調査の結果を踏まえた森林整備や、積立基金を活用した木造公共施設の整備など本格的な取組が始まっており、令和4年度以降も、更なる取組の進展が期待できます。

令和6年度から、譲与税の財源となる森林環境税の課税が始まることから、今後、譲与税の活用状況に対する社会の関心は、大きく高まるものと予想されます。その際、納税者の皆様に新たな税の負担をご理解頂くためには、課税開始までに譲与された財源の活用により、着実に成果

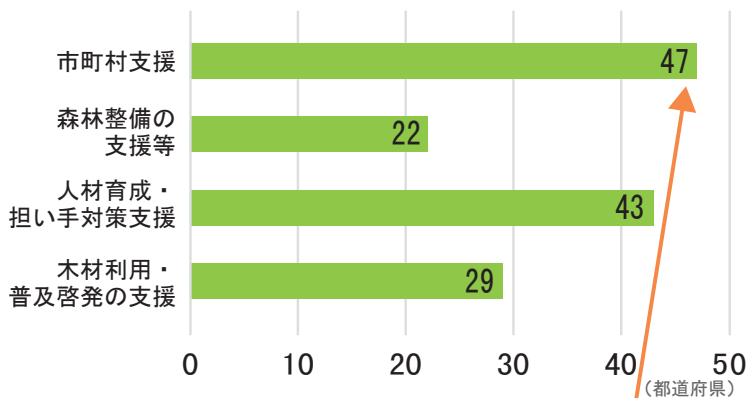
効果が挙がっていることを分かりやすく伝えていくことが極めて重要となります。

譲与税については、昨年12月16日に決定された与党税制改正大綱で、「譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用し、国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、各地域における取組みの進展状況や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策を検討する」とされました。

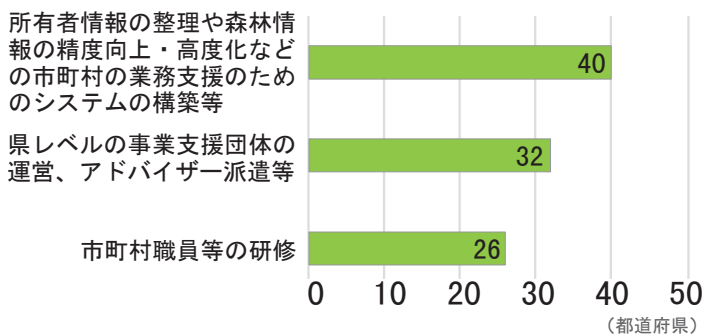
各市町村・都道府県には、これまで以上に譲与税を活用して、森林整備をはじめとする具体的な成果を挙げた上で、その成果を住民の皆様にしつかりと伝えて頂くことが期待されています。

林野庁としても、市町村への支援を一層充実させるとともに、譲与税による成果を積極的に発信して参ります。

図3：都道府県における森林環境譲与税の使途（令和3年度）



「市町村支援」の取組内訳



※上記のほか、税の活用によらない支援（研修等）も実施されている。

注1：総務省・林野庁調べ

注2：グラフ内の実数は都道府県数、項目は複数選択可

譲与税を活用した都道府県の取組事例

市町村支援

鹿児島県

鹿児島県では、市町村へ森林経営管理制度の運用に係る技術的な助言・指導を行う「森林経営管理市町村サポートセンター」を設置しています。令和3年度は、市町村への個別訪問を140回したほか、森林経営管理制度に係る住民説明会を26回実施するなど、119haの森林において経営管理権が設定されました。



住民説明会



集積に向けた現地検討会

木材利用・普及啓発

長野県

長野県では、都市部等における長野県産材製品の販路拡大を図るため、県内木材加工事業者と首都圏等の自治体・消費者とのマッチングを行うコーディネーターを配置しています。

令和2～3年度の取組により、千葉県流山市の小中学校における信濃町産材の活用につながりました。



長野県産材を活用した千葉県流山市立おおぐろの森小学校